

# 令和3年度魚津市保育料金額表

※保育料のしくみ、主な軽減措置、納入については裏面参照

(単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定 義	3号認定（※0～2歳児）	
		標準時間	短時間
1階層	生活保護世帯	0	0
2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1階層	市町村民税所得割課税額 24,000円未満	10,300	10,100
3-2階層	市町村民税所得割課税額 24,000円以上 48,600円未満	11,800	11,600
4-1階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 61,600円未満	17,300	17,000
4-2階層	市町村民税所得割課税額 61,600円以上 84,500円未満	23,100	22,700
4-3階層	市町村民税所得割課税額 84,500円以上 97,000円未満	28,200	27,700
5-1階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 138,500円未満	32,100	31,600
5-2階層	市町村民税所得割課税額 138,500円以上 169,000円未満	36,600	36,000
6-1階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 211,500円未満	38,400	37,700
6-2階層	市町村民税所得割課税額 211,500円以上 301,000円未満	39,600	38,900
7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	43,200	42,500
8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	46,400	45,600

※1号認定の全児童及び2号認定の3～5歳児については、保育料は全員無償ですが、別に副食費等の実費徴収があります。

(注)

- ① 保護者の就労等により保育を必要とする子どものうち満3歳以上の児童は2号認定、満3歳未満の児童は3号認定、保育を必要としない満3歳以上の児童は1号認定となります。ただし、満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の保育料は、3号認定の保育料が適用となります。

質問例：3号認定で保育園を利用しており、R3.7月に3歳の誕生日を迎える場合、保育料はR3.7月分から無償化の対象になりますか？

回答：保育料はR3.4.1現在の満年齢で設定するため、年度の途中で誕生日を迎え3歳になっても、その年度が終了する(R4.3.31)までは、保育料は無償化の対象になりません。令和4年4月からは保育料が無償になります。

- ② 標準時間は最大11時間の保育利用時間、短時間は最大8時間の保育利用時間をいいます。  
 ③ 階層区分は、父母及びそれ以外の入所児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の税額を合算した額で決定します。  
 ④ 4月から8月までの保育料は令和2年度の市町村民税所得割課税額、9月から3月までの保育料は令和3年度の市町村民税所得割課税額で決定します。

なお、市町村民税所得割課税額を計算する際は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等）は適用されません。

- ⑤ 別に定める特別保育（一時預かり及び延長保育等）を利用する児童の保護者負担金は別途徴収します。

## ◆保育料・副食費のしくみ(算定基準及び算定対象者)

教育・保育にかかる費用は、子ども・子育て支援法により保護者、国、県、市が一定の基準額を負担することになっています。なお、保育料の金額及び副食費の徴収の有無は下記の基準により決定します。

- ・算定基準 4月～8月分・・・令和2年度市町村民税所得割課税額  
9月～3月分・・・令和3年度市町村民税所得割課税額
- ・算定対象者 児童の父母（ただし、父母の所得が一定以下の場合、入所児童と同居して生計を一つにしている扶養義務者も含む。）

## ◆保育料の主な軽減措置

- ①第3子以降の児童については無料
- ②小学校就学前までの範囲において、同時入所児童が2人以上の場合、第2子の児童については無料
- ③市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第1子が半額、第2子の児童が無料
- ④母子世帯、父子世帯、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者のいる世帯（以下「ひとり親世帯等」という）で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、第1子、第2子の児童が無料
- ⑤ひとり親世帯等（④の世帯を除く）の児童は半額
- ⑥小学校就学前までの範囲において、同時入所児童が3人以上の場合、第1子の児童については半額

## ◆副食費の主な軽減措置

- ①第3子以降の児童については副食費免除
- ②同時入所児童が2人以上の場合、第2子の児童については副食費免除  
2号は小学校就学前までの範囲において、1号は小学校3年生までの範囲において同時入所第2子か判定
- ③市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は副食費免除
- ④ひとり親世帯等で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は副食費免除

## ◆保育料の納入について

### ・市内公立保育所・市外私立保育所

保育料の納入期限は、毎月15日（その日が土曜日又は休日等にあたる場合はその翌日）です。納入方法は、口座振替をお願いしています。保育料を口座振替できない場合は、魚津市が発行する納入通知書により指定する金融機関等で納入期限までにお支払いください。

### ・認定こども園、市外公立保育所

保育料は利用される施設（公立施設の場合は施設所在市町村）が直接徴収することになりますので、納入方法等については施設（施設所在市町村）へお問い合わせください。

## ◆副食費の納入について

### ・市内公立保育所

副食費の納入期限は、毎月15日（その日が土曜日又は休日等にあたる場合はその翌日）です。納入方法は、口座振替をお願いしています。副食費を口座振替できない場合は、魚津市が発行する納入通知書により指定する金融機関等で納入期限までにお支払いください。  
市内公立保育所の副食費は一律月額4,500円です。

### ・市内公立保育所以外の園（幼稚園、私立保育所、認定こども園、市外公立保育所等）

副食費は利用される施設（公立施設の場合は施設所在市町村）が直接徴収することになりますので、納入方法等については施設（施設所在市町村）へお問い合わせください。  
金額は園ごとに設定していますので、各施設にご確認ください。

魚津市役所こども課保育係  
(1階⑪番窓口)

電話 0765(23)1079  
FAX 0765(23)1061  
E-mail kodomo@city.uozu.lg.jp